

第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設整備及び 立川第三中学校建替について

1 立川第三中学校圏域の人口

立川第三中学校圏域（錦町と羽衣町）の人口推計は、総人口は令和12（2030）年にかけて非常に緩やかに増加し、以降減少に転じます。年齢3区分別の人口は、年少人口は令和20（2038）年にかけて非常に緩やかに増加し、以降減少傾向となる見込みです（図1）。

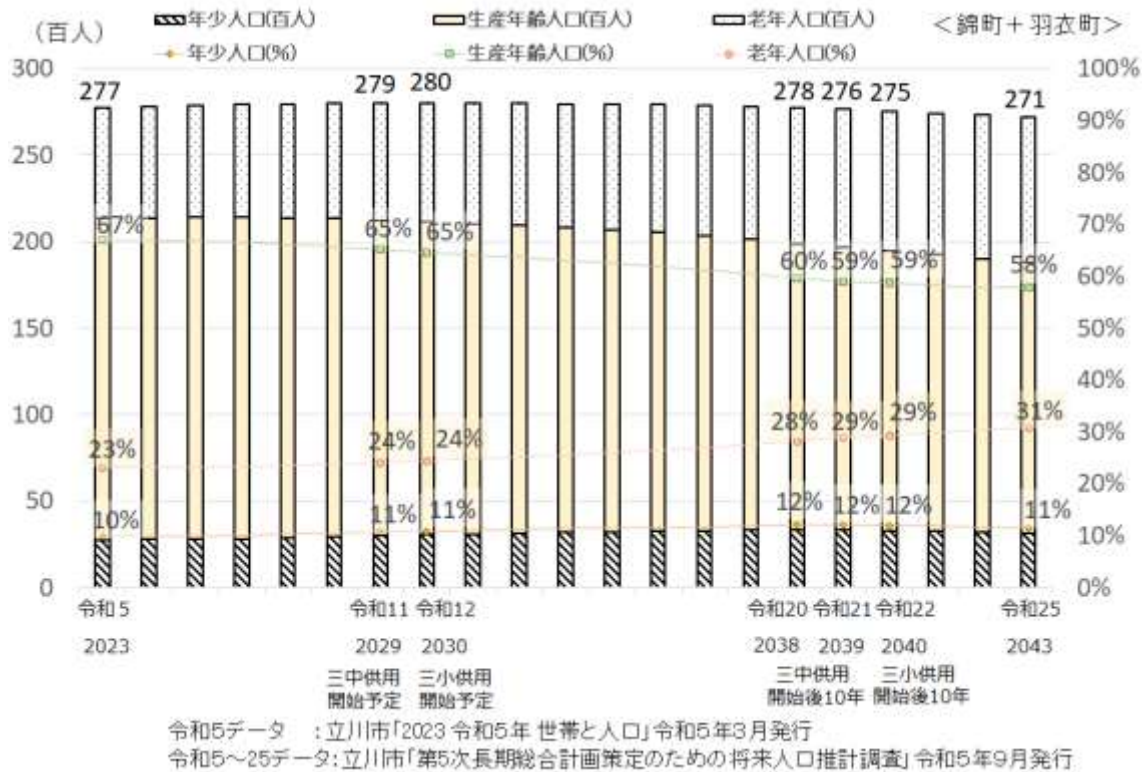


図1 錦町と羽衣町人口推移（総人口・年齢3区分別構成比）

2 児童・生徒数及び学級数の推計

＜第三小学校＞

下表は、第三小学校の児童数及び学級数について、令和5年7月11日時点の教育委員会が試算した結果です。令和5（2023）年度以降の児童数は令和8（2026）年度まで微増となり、その後、令和11（2029）年度まで緩やかに減少し学級数は20となる見込みです。

なお、段階的に 35 人学級へ移行することに伴い、令和 5 年度は 4 年生以下が 35 人学級となり、令和 7 年度ではすべての学年で 35 人となります。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童数	546	630	658	663	646	636	613
学級数	17	20	21	22	21	21	20

<立川第三中学校>

下表は、立川第三中学校の生徒数及び学級数について、令和 5 年 7 月 11 日時点の本市教育委員会が試算した結果です。令和 5（2023）年度以降の生徒数は令和 10（2028）年度まで微増となり、令和 11（2029）年度の学級数は 15 となる見込みです。

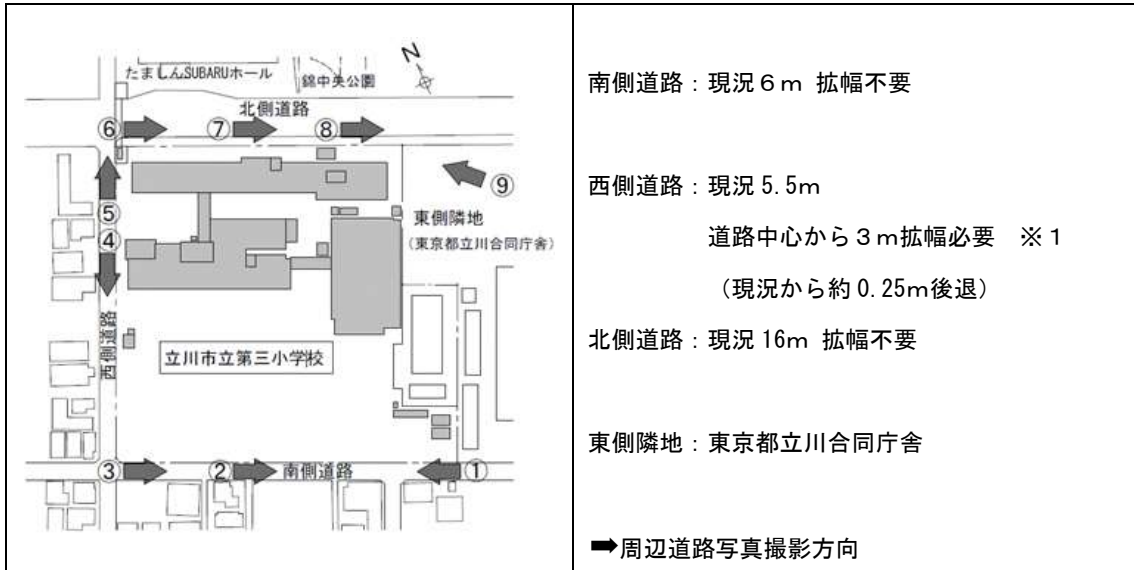
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
生徒数	427	444	459	460	494	503	496
学級数	14	14	14	14	15	15	15

3 第三小学校／錦児童館／錦学童保育所複合施設

3-1 敷地条件

所在地	立川市錦町 3 丁目 4 番 1 号
敷地面積	約 11,808 m ²
用途地域	第二種住居地域
容積率／建ぺい率	200％／60％
防火地域	準防火地域
高さ制限	25m 第 2 種高度地区
接道条件	西側道路（市道南 363 号 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路） 南側道路（市道南 374 号 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路） 北側道路（市道 1 級 1 号線 建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路）
日影規制	測定面 4.0m 4 時間－2.5 時間
その他	埋蔵文化財包蔵地（向郷遺跡）の周辺地域（試掘調査が必要）

3-2 敷地周辺の道路の状況



※1 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱により、道路中心から片側 3m の拡幅が必要となる。



3-3 建物の概要

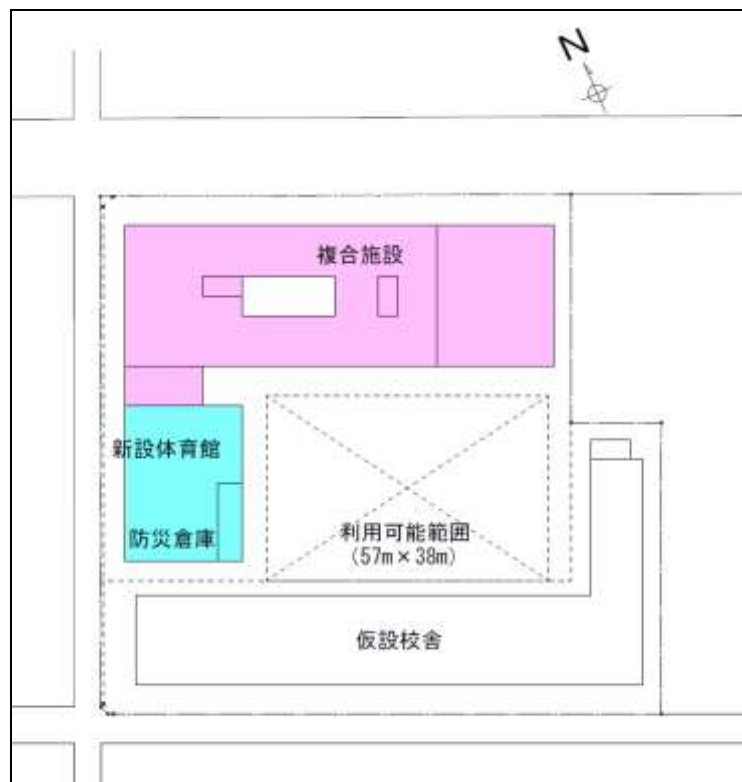
(1) 建築計画

区分	内容
階数	地上3階建て又は地上4階建て
延床面積	約7,300 m ² (前期施設整備計画：約6,500 m ²)

(2) 機能及び諸室

区分	内容
小学校	
普通教室	普通教室、少人数教室、多目的教室
特別教室	理科室、音楽室、図工室、家庭科室
図書室	図書室
特別支援教室 (キラリ)	小教室、教員準備室
管理諸室	校長室、職員室、事務室、保健室、用務員室、 教育相談室、会議室、倉庫・教材室、教職員用更衣室
児童活動等諸室	児童会室、放送室、児童用更衣室
保護者・地域連携諸室	保護者活動室 (PTA室)、コミュニティルーム
給食施設	配膳室
体育施設	体育館、体育倉庫、屋外運動場
児童館・学童保育所	
児童館	図書室、工作室、集会室、遊戯室、授乳室兼湯沸し室、 事務室、倉庫
学童保育所	学童保育室
防災施設	防災備蓄倉庫

3-4 建物の配置



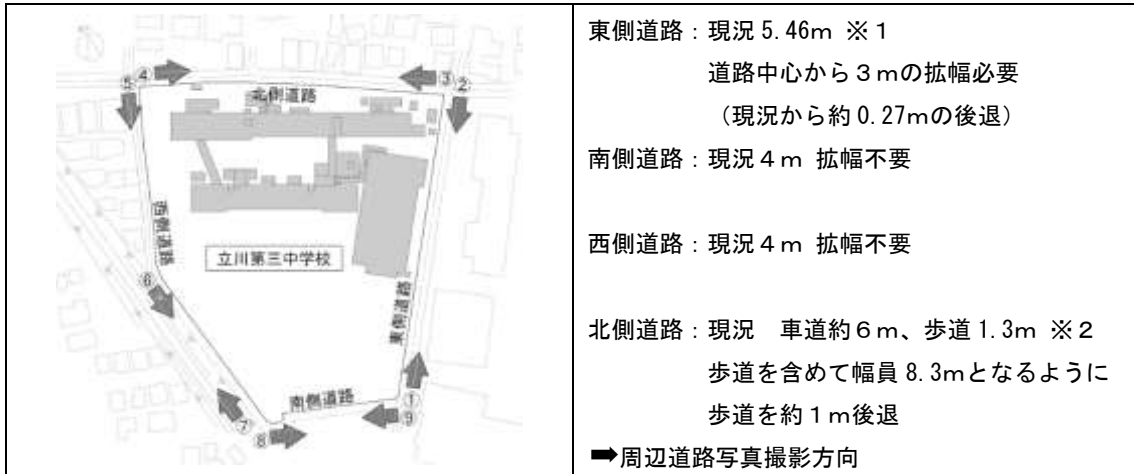
- 新校舎棟は敷地の北側、新体育館は敷地の西側に配置します。
- 建物の配置は、現状と建替え後では体育館の位置が異なります。
- 体育館は授業や行事等で常に使用する施設のため、整備期間中も既存体育館または新体育館が使用できるように建替え手順を検討します。
- グラウンドは体育の授業等で常に使用する重要な設備のため、整備期間中も部分的に使用できるように建替え手順を検討します。
- 敷地内に仮設校舎を設置し、建替え手順を考慮し建替えます。

4 立川第三中学校

4-1 敷地条件

所在地	立川市羽衣町3丁目25番6号
敷地面積	約17,975㎡
用途地域	第一種低層住居専用地域
容積率/建ぺい率	80%/40%
防火地域	指定なし 建築基準法第22条指定区域
高さ制限	第1種高度地区 絶対高さ12m
接道条件	東側道路（市道南479号 建築基準法第42条第1項第1号道路） 西側道路（位置指定道路 建築基準法第42条第1項第5号道路） 南側道路（位置指定道路 建築基準法第42条第1項第5号道路） 北側道路（市道南473号 建築基準法第42条第1項第1号道路）
日影規制	測定面1.5m 3時間-2時間
その他	埋蔵文化財包蔵地（向郷遺跡）内（届出・発掘調査が必要）

4-2 敷地周辺の道路の状況



- ※1 立川市宅地開発等まちづくり指導要綱により、道路中心から片側 3m の拡幅が必要となる。
 ※2 立川市生活道路拡幅事業により、幅員 7m への拡幅が必要となるが、通学路の安全確保のために現況 + 1m 歩道を拡幅する。



4-3 建物の概要

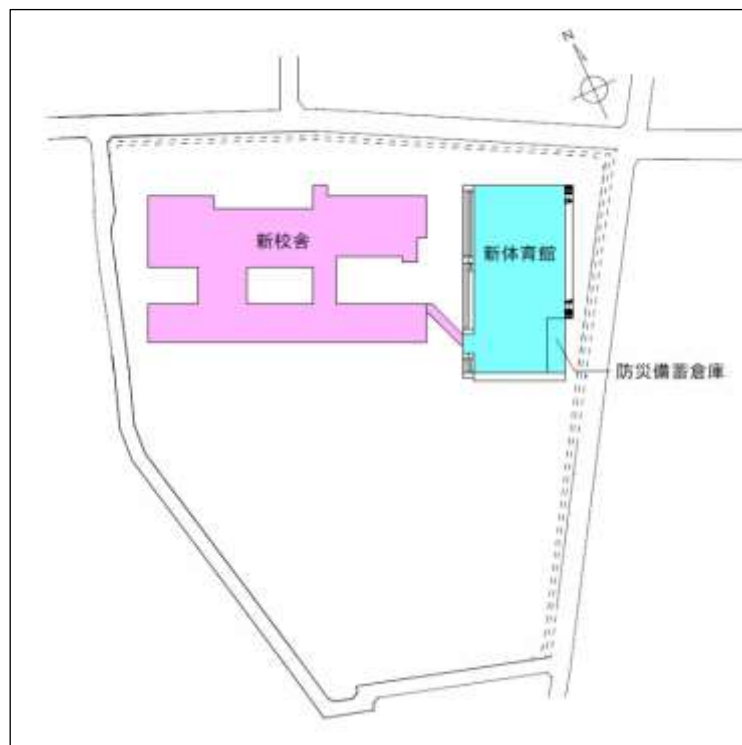
(1) 建築計画

区分	内容
階数	地上3階・一部地下1階建て
延床面積	約8,700 m ² (前期施設整備計画：約8,700 m ²)

(2) 機能及び諸室

区分	内容
中学校	
普通教室等	普通教室、少人数教室、多目的室
特別教室	理科室、音楽室、美術室、技術室、家庭科室
図書室	図書室
特別支援教室 (プラス)	小教室、教員準備室
管理諸室	校長室、職員室、事務室、保健室、用務員室、 教育相談室、会議室、倉庫・教材室、教職員用更衣室
生徒活動等諸室	生徒会室、放送室、生徒更衣室、進路指導室
保護者・地域連携諸室	保護者活動室 (PTA室)、コミュニティルーム
給食施設	配膳室
体育施設	体育館、格技室、体育倉庫、屋外運動場、プール
防災施設	防災備蓄倉庫

4-4 建物の配置



- 新校舎棟、新体育館共に既存と同様に配置します。
- プールは現状と同様に新体育館屋上に整備します。
- 新体育館は、高さを12m以下としプールを屋上に整備するため、アリーナ部分を地下1階に設置します。
- 整備期間中の教育環境を考慮しつつ、仮校舎の有無等を検討します。

5 今後の検討事項

- 平面図
- 建替え手順
- 概算事業費
- 事業スケジュール
- 2つの事業を一体的に行うかの検討